

論点等説明シート

事業名

介護サービス指導者等養成・認定調査員研修等事業

予算の状況
(単位:百万円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求
予算額(補正後)	121	222	189	200	
執行額	86	169	146		
執行率	71.0%	76.0%	77.6%		
総事業費(執行ベース)	172	257	232		

事業についての論点等

(事業の概要)

1. 介護サービス指導者等養成研修等事業

(実施主体:国(事業実施団体を公募し委託事業として実施))

- ①ユニットケア指導者養成研修事業
- ②地域包括ケア推進指導者養成事業(平成24年度限りで終了予定)
- ③介護相談員指導者養成研修等事業
- ④介護支援専門員研修改善事業

(他に平成23年度までは、本事業で「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」を実施)

2. 認定調査員等研修事業

(実施主体:都道府県、指定都市)

- ・認定調査員研修
- ・介護認定審査会委員研修
- ・主治医研修
- ・介護認定審査会運営適正化研修

(介護給付の適正化に関する取り組み)

○介護給付の適正化については、前回の公開プロセスを踏まえ、「介護給付等費用適正化事業」を見直し、平成23年度～平成26年度の「第2期介護給付適正化計画」に反映。

○今回は、同計画の進捗と並行して、上記の研修等事業を公開プロセスにおいて検証し、給付の適正化に繋げるもの。

(論点)

【1. 介護サービス指導者等養成研修等事業】

※実施主体:国(事業実施団体を公募し委託事業として実施)

○ユニットケア指導者養成研修事業

平成21年度行政刷新会議事業仕分けにおいて、補助事業として実施していたものを「民間又は地方移管」とされたが、国において真に行うべきものとして現在も存続している。しかしながら、平成23年度における研修修了人数は11人と少なく、真に必要で効果のある事業とは言えないのではないか。

○介護相談員指導者養成研修等事業

介護相談員は、地域においてサービス利用者とサービス提供事業者との橋渡しを行い、サービスの質の向上と適正化に貢献しているところであるが、その指導者の養成に関しては、国で統一に行く必要性は乏しいのではないか。

受講者数が目標を大きく割り込んでおり、必要性が乏しいのではないか。

【2. 認定調査員等研修事業】

○全国一律の基準に基づいた客観的かつ公平・公正な要介護認定の確保について、地域間格差は縮小傾向にあるため、本研修で一定の効果が表れており、事業開始から10年以上が経過し地方の事務として定着していることから、地方移管を検討すべきではないか。